

草津市自殺対策行動計画

1.自殺の実態を明らかにする

- 統計データ等による実態集計、分析
- 自殺関係対応の実態を明らかにする

2.情報を共有し総合的な自殺対策を推進する

- 関係課および関係機関、市民との情報共有、施策の方向性の検討

3.健やかなところをはぐくむ

- いのちや人権を大切にす取り組み
- こころの健康づくりについての啓発
- 青少年健全育成の取り組み
- 小中学校における「児童会・生徒会活動」の取り組み
- うつ等の精神疾患や自殺対策の必要性についての普及啓発
- いきがいづくりの取り組み

4.孤立化しない地域づくりを行う

- 地域、学校、職場での孤立化防止対策
- ひきこもり（閉じこもり）対策
- いきがいや社会とのつながり、居場所づくりの取り組み

5.ゲートキーパーを養成する

- 地域住民を対象とした研修の実施
- 各関係機関における研修への取り組み

6.相談支援のネットワークを構築する

- 相談窓口の充実
- 学校における相談体制の充実
- 相談窓口の周知
- 相談支援ネットワーク体制の構築
- 相談窓口担当者等のメンタルヘルスクア事業

7.遺された人の苦痛をやわらげる

- 相談支援と情報提供
- 自死遺族会等との連携

**(仮称)第2次
草津市自殺対策行動計画**

1.自殺の実態を明らかにする

- 統計データ等による実態集計、分析
- 自殺関係対応の実態の明確化

2.関係機関が情報共有し、連携して自殺対策をすすめる

- 関係課および関係機関との情報共有、施策の方向性の検討

3.健やかなところをはぐくむ

- こころの健康づくりについての啓発
- 職場におけるこころの健康づくりの推進
- 社会参加といきがいづくりの推進

4.子ども・若者の自殺対策を推進する

- 学校・地域におけるこころの健康づくりの推進
- 子ども・若者の相談体制の強化
- 教職員に対する啓発等の実施
- 若者への支援の充実

5.気付いて行動できる人をふやす

- 地域住民を対象とした研修の実施

6.孤立化しない地域づくりを行う

- 地域での孤立化防止への取組
- ひきこもり者への支援の充実

7.相談支援のネットワークを強化する

- 相談窓口情報のわかりやすい発信
- 相談支援のネットワーク体制の充実
 - 依存症者
 - 生活困窮者
 - 多重債務者
 - 経営者
 - 虐待の被害者
 - 労働相談や無職者・失業者等
 - D V被害者
 - 性犯罪・性暴力等の被害者
 - 困りごとを抱える人
 - ひとり親家庭
 - 妊産婦
 - L G B T 当事者
 - 災害時における被災者
 - インターネット上の自殺予告事案
- 民間団体との連携強化
- 各関係機関や福祉分野での人材育成の実施
- 相談窓口担当者等支援者の心のケアへの取組

8.遺された人への支援を充実する

- 遺族等に対する相談体制の充実
- 自死遺族会等との連携
- 学校等での遺された周囲の人の心理的影響への支援

滋賀県自殺対策計画

10.自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 情報収集・分析・提供の充実
- 実態を解明するための調査の実施

1.市町や圏域における実践的な取り組みを支援する

- 県自殺対策推進センターを核とした県自殺対策の効果的な実施
- 県自殺対策推進センターによる市町計画策定支援
- 自殺未遂者支援を入口とした支援連携体制の確保

5.こころの健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりを推進する

- 地域および職場におけるこころの健康づくりの推進
- 学校におけるこころの健康づくりの推進
- 高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進
- 自殺対策従事者等支援者へのこころのケアの推進
- 大規模災害における被災者のこころのケアの推進

12.勤務問題による自殺対策をさらに推進する

- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 職場におけるメンタルヘルスにかかる啓発
- ハラスメント防止対策にかかる啓発
- 失業者等に対する就労支援の実施
- 職業的自立へ向けた若年者への支援

3.県民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防に関する啓発事業の実施
- 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施

11.子ども・若者の自殺対策をさらに推進する

- 子どもを取り巻く環境・支援の充実
- SOSの出し方に関する教育の推進
- いじめ等を苦にした子どもの自殺防止
- 若者への支援の充実

4.自殺対策に係る人材の確保、養成および資質の向上を図る

- 教職員に対する啓発等の実施
- 地域における指導的人材の養成
- 福祉分野での人材育成の実施
- 地域の様々な分野での人材養成の実施
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

2.社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報のわかりやすい発信
- 多重債務の相談窓口の充実
- 経営者に対する相談事業の実施
- 児童虐待の被害児童への支援の充実
- 労働相談や失業者等に対する就労支援の実施
- 毒物劇物の取締りの実施（販売禁止、適切な取り扱いの徹底）
- SNSを活用した情報収集手段の提供
- インターネット上の自殺予告事案への対応
- ひきこもりへの支援の充実
- 性犯罪・性暴力等の被害者への支援の充実
- 困りごとを抱える人への総合的な対応の推進
- ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等
- 妊産婦への支援の充実
- 性同一性障害・同性愛者等への支援の充実

6.適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- かかりつけ医等によるこころの健康問題対応力向上による連携の促進（内科のかかりつけ医等への研修）
- 精神科救急医療システム事業の推進（救急体制確保）
- 子ども・若者に対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
- がん患者、慢性疾患患者等に対する支援
- 依存症者に対する支援の充実

9.民間団体との連携を強化する

- 民間団体に対する支援と連携の強化（家族会等への支援）
- 民間団体の電話相談事業に対する支援（いのちの電話相談員養成）
- 職能団体の研修活動に対する支援（医療保険職能団体への講師派遣等）

7.自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 救急医療機関と精神科医療機関との連携強化
- 自殺未遂者に対する支援体制の充実

8.遺された人への支援を充実する

- 遺族等に対する相談体制の充実
- 遺族の自助グループへの支援
- 学校等での事後対応の促進